

令和5年第2回奥州市議会定例会付議事件

(令和5年6月9日)

- 議案第1号 奥州市税条例の一部改正について
- 議案第2号 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部改正について
- 議案第3号 国見平スキー場条例の一部改正について
- 議案第4号 奥州市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 議案第5号 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 北股辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更に関し議決を求めることについて
- 議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第10号 令和5年度奥州市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第11号 令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第13号 令和5年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 令和5年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 令和4年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 令和4年度奥州市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第 1 号

奥州市税条例の一部改正について

奥州市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税に係る取扱いを同法に準じて行うため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市税条例の一部を改正する条例

奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「そのそれぞれの」を「それぞれの」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」と

みなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の奥州市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき奥州市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第2号

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部改正
について

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

子どもの医療費の給付のうち、中学生までを対象として実施している現物給付の対象範囲を高校生等まで拡大することにより、市の重点施策である子育て環境の充実に資するため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例

(奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正)

第1条 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成18年奥州市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第13号までを3号ずつ繰り上げる。

第10条第2項中「第5条の規定による」を「受給者負担額に相当する」に改め、同条第3項中「未就学児、小中学生」を「子ども」に、「第5条の規定による」を「受給者負担額に相当する」に改める。

(奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正)

第2条 奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年奥州市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「入院時食事療養費標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 入院時食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額
- (2) 国又は地方公共団体の負担により給付される額
- (3) 医療保険各法の規定により、同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合において、高額療養費等の額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額
- (4) 保険者から付加給付される額

第6条第2項を削る。

第11条第2項中「第6条の規定による」を「受給者負担額に相当する」に改め、同条第3項中「15歳」を「18歳」に、「第6条の規定による」を「受給者負担額に相当する」に改める。

(奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例（令和5年奥州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条の改正規定を次のように改める。

第5条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額から、次に掲げる額を控除した額（以下「受給者負担額」という。）」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 入院時食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額
- (2) 国又は地方公共団体の負担により給付される額
- (3) 医療保険各法の規定により、同一の世帯について一部負担金等を合算

することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合において、高額療養費等の額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額

(4) 保険者から付加給付される額

第5条第2項を削る。

附則第2項中「第5条第1項」を「第5条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条及び第2条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

議案第3号

国見平スキー場条例の一部改正について

国見平スキー場条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国見平スキー場の使用料の額及び区分並びに回数券の種類を見直すことにより経営の安定化を図るとともに、開場時間を延長することによりサービス水準の向上を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

国見平スキー場条例の一部を改正する条例

国見平スキー場条例（平成18年奥州市条例第316号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午前9時から午後4時まで」を「午前8時30分から午後4時30分まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

区分	1回券	5時間券	1日券	シーズン券
大人	400円	3,000円	3,400円	25,000円
子ども（中学生及び高校生）	400円	2,300円	2,600円	15,000円
子ども（小学生）	400円	1,700円	2,000円	12,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

奥州市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

奥州市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

江刺フロンティアパークⅡを特例による緑地面積率及び環境施設面積率の緩和の対象となる区域に追加することにより、当該工業団地への設備投資を促進し、もって地域経済の活性化を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
奥州市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成19年奥州市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条の表2の項中「及び江刺フロンティアパーク」を「、江刺フロンティアパーク及び江刺フロンティアパークⅡ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに従い、又はこれを参酌して定める市の基準を改めるため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奥州市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年奥州市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の数」及び「(第4項において「選考方法」という。)」を削り、同条第3項中「の数」を削り、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「選考方法」を「これらの項に規定する選考の方法」に改める。

第7条第2項中「附則第73条第1項」を「第73条第1項」に改め、「含む。」の次に「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。」を加える。

第8条中「保育必要量」の次に「(法第20条第3項に規定する保育必要量という。)」を加える。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第2項中「の数及び」を「及び」に、「数を」を「総数を」に改める。

第36条第2項中「の数及び」を「及び」に、「数を」を「総数を」に改め、同条第3項中「の数」及び「の総数」を削り、「同号又は同条第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第39条第2項中「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第40条第2項中「(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第51条第2項中「の数及び」を「及び」に、「数を」を「総数を」に改め、同条第3項中「の数」を削り、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改め、「含む。)」と」の次に「、」同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とを加え、

「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第52条第2項中「の数及び」を「及び」に、「数を」を「総数を」に改め、同条第3項中「限る。）」と」の次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について

奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務を市が独自に個人番号を利用する事務に加えることにより、個人番号を利用した医療扶助のオンライン資格確認を導入し、当該外国人の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する
条例の一部を改正する条例

奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例
(平成27年奥州市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項本文中「別表」の次に「(同表4の項を除く。)」を加える。
別表に次のように加える。

4 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務	
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する
条例の一部改正について

奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、事業者が固定資産税の課税免除を受ける場合の要件である対象施設の設置期限を延長するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年以内」を「令和7年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

北股辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更
に関し議決を求めることについて

北股辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

未舗装である国見平スキー場の駐車場整備を行うため、本計画を変更しようとするものである。

総合整備計画書

(第一次変更)

岩手県奥州市衣川 北股辺地

(辺地の人口 426 人 面積 44.4km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

奥州市衣川増沢、大平、有浦、小田、長袋、西窪、石生、古館、外の沢、衣原、天田、中屋敷、苗代沢、桑畑、長塚、国見

(2) 辺地の中心の位置

奥州市衣川天田 5-2

(3) 辺地度数

179 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

北股辺地は、当市衣川地域の北西部に位置し、辺地地域を通る県道で地域の中心部と結ばれている。

当該辺地には、観光・レクリエーション施設である国見平スキー場が設置されており、都市との交流や観光客誘致による地域活性化のための重要な役割を果たしてきた。

当該施設は東日本大震災の影響による水源の変化により水の確保ができず、近隣の公共施設から水道水を運搬し営業を続けている状況である。スキー場の安全な運営と利用者の利便性向上のため、新たな水源の確保が必要となっている。

併せて、当該施設の駐車場は未舗装のため、斜面からの雪解け水によりぬかるんだ状態となっており駐車場利用に支障をきたしていることから、利用者の利便性向上により誘客を図るため、駐車場の整備が必要となっている。

以上の状況を踏まえ、本辺地の総合的な対策として、国見平スキー場の整備を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

(単位 千円)

区分 事業 施設名 主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
産業振興施設 (観光・レクリエーション 施設)	奥州市	130,399	0	130,399	130,300
合	計	130,399	0	130,399	130,300

議案第9号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

江刺地域の中学校で使用するスクールバスを更新し、安全で安定したバス運行を確保するため。

2 取得する財産

(1) 種別 スクールバス（中型バス）

(2) 数量 1台

(3) 取得価格 16,550,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢真城字土手根66番地1

氏名 岩手日野自動車株式会社水沢営業所

所長 岩淵 勝博

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

スクールバス（中型バス）を取得しようとするものである。

議案第10号

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第11号

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第12号

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第13号

令和5年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第14号

令和5年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第1号

令和4年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和4年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
2	総務費	1 総務管理費	旧土地開発公社財産管理事業	735,000	734,800	734,800				
2	総務費	1 総務管理費	車両更新事業	19,500,000	15,911,869					15,911,869
2	総務費	1 総務管理費	本庁舎施設修繕業務	60,000	59,433					59,433
2	総務費	1 総務管理費	地区センター施設修繕業務	1,263,000	1,262,800					1,262,800
2	総務費	1 総務管理費	地区センター屋根防水改修工事	4,897,000	4,897,000					4,897,000
3	民生費	2 児童福祉費	通園送迎バス置き去り防止装置設置費補助金	800,000	700,000		700,000			
3	民生費	2 児童福祉費	あゆみ園施設修繕業務	759,000	759,000					759,000
3	民生費	2 児童福祉費	通園送迎バス置き去り防止装置設置事業	800,000	700,000		700,000			
3	民生費	2 児童福祉費	稲瀬わかば園施設修繕業務	710,000	710,000					710,000
4	衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て寄り添い支援事業	90,323,000	33,015,250		27,962,000			5,053,250
6	農林水産業費	1 農業費	産地パワーアップ事業補助金	18,325,000	18,325,000		18,325,000			
6	農林水産業費	1 農業費	就農初期投資促進事業補助金	15,000,000	15,000,000		15,000,000			

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
6	農林水産業費	1 農業費	畜産競争力強化整備事業補助金	200,086,000	200,086,000		200,086,000			
6	農林水産業費	1 農業費	農業集落排水事業債償還基金積立金	7,523,000	5,280,000		5,280,000			
6	農林水産業費	1 農業費	国土調査事業	11,573,000	11,573,000		8,679,000			2,894,000
7	商工費	1 商工費	衣川下請け等共同作業施設修繕業務	738,000	738,000					738,000
7	商工費	1 商工費	衣川北股工場跡整地工事	7,265,000	7,265,000					7,265,000
7	商工費	1 商工費	工業団地適地選定調査業務	7,000,000	7,000,000					7,000,000
7	商工費	1 商工費	種山高原星座の森施設修繕業務	3,364,000	3,364,000					3,364,000
7	商工費	1 商工費	前沢温泉保養交流館施設修繕業務	6,543,000	6,543,000					6,543,000
7	商工費	1 商工費	経塚山展望台撤去工事	880,000	880,000					880,000
7	商工費	1 商工費	温泉保養施設ひめかゆ施設改修補助金	8,587,000	4,814,000					4,814,000
7	商工費	1 商工費	旧衣川荘改修補助金	50,000,000	50,000,000					50,000,000
7	商工費	1 商工費	正法寺休憩所敷地内給水管切替工事	3,613,000	3,613,000					3,613,000
7	商工費	1 商工費	旧衣川荘修繕工事等負担金	70,811,000	70,811,000					70,811,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕工事	4,500,000	2,120,800					2,120,800
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（通学路改善）事業	40,938,000	40,938,000		13,838,000	26,700,000		400,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（道路整備）事業	170,190,000	31,293,100			29,900,000		1,393,100
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業債道路整備事業	26,109,000	25,738,400			24,700,000		1,038,400
8	土木費	2 道路橋りょう費	宅地開発指導事業	16,000,000	14,034,400			13,300,000		734,400
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	111,269,000	108,935,600		56,613,000	46,200,000		6,122,600
8	土木費	4 都市計画費	立地適正化計画等策定業務	3,842,000	3,842,000		2,100,000			1,742,000
8	土木費	4 都市計画費	奥州市総合体育館施設修繕業務	268,000	268,000					268,000
9	消防費	1 消防費	防火水槽設置工事	12,556,000	10,939,000			10,900,000		39,000
9	消防費	1 消防費	防災対策事業	1,103,000	913,000					913,000
10	教育費	2 小学校費	小学校施設修繕業務	6,817,000	6,817,000					6,817,000
10	教育費	2 小学校費	スクールバス置き去り防止装置設置事業	6,200,000	6,163,740		2,904,000			3,259,740

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
10	教育費	4 幼稚園費	通園送迎バス置き去り防止装置設置事業	800,000	747,120		700,000			47,120
10	教育費	5 社会教育費	江刺生涯学習センター施設修繕業務	1,634,000	1,634,000					1,634,000
10	教育費	5 社会教育費	奥州宇宙遊学館施設修繕業務	634,000	634,000					634,000
10	教育費	5 社会教育費	後藤伯記念公民館施設修繕業務	138,000	138,000					138,000
10	教育費	5 社会教育費	江刺体育文化会館施設修繕業務	1,419,000	1,419,000					1,419,000
10	教育費	5 社会教育費	水沢図書館施設修繕業務	726,000	726,000					726,000
10	教育費	5 社会教育費	江刺図書館備品修繕業務	127,000	127,000					127,000
10	教育費	6 保健体育費	学校給食施設設備整備事業	7,419,000	4,949,000					4,949,000
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業（単独）	60,800,000	60,800,000			37,800,000	112,000	22,888,000
合 計				1,004,644,000	787,219,312	734,800	352,887,000	189,500,000	112,000	243,985,512

令和5年6月9日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳

報告第2号

令和4年度奥州市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和4年度奥州市一般会計事故繰越し繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和4年度奥州市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額 円	左の内訳		支出負担 行為予定額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳			説明
				支出済額 円	支出未済額 円			既収入 特定財源 円	未収入 特定財源 円	一般財源 円	
2	総務費	1	総務管理費	江刺支庁舎冷温水ポンプ更新工 事	2,200,000		2,200,000			2,200,000	ウクライナ情勢等による資機 材納入遅延により年度内完 了が見込めないため
合計				2,200,000		2,200,000	2,200,000			2,200,000	

令和5年6月9日提出

岩手県奥州市長 倉成 淳

報告第3号

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費総額 円	令和4年度継続費予算現額			年度内支出 及び 支出見込額 円	残額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳			
				予算計上額 円	前年度 繰越額 円	計 円				繰越金 円	特定財源		
											国県支出金 円	地方債 円	その他 円
1	工業団地整備費	1 工業団地整備費 (仮称) 袖山工業団地整備事業	2,533,586,000	1,533,586,000		1,533,586,000	856,385,247	677,200,753	677,200,753			677,100,000	100,753
合 計			2,533,586,000	1,533,586,000		1,533,586,000	856,385,247	677,200,753	677,200,753			677,100,000	100,753

令和5年6月9日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳

報告第4号

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
1	工業団地整備費	1 工業団地整備費	広表工業団地整備事業	12,100,000	12,100,000	100,000		12,000,000		
合 計			12,100,000	12,100,000	100,000		12,000,000			

令和5年6月9日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳